

霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成29年12月8日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第2条の表霧島市立佐々木保育園の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

現在休園している佐々木保育園を今後、保育園として活用する見込みがないことから、同園を廃止するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。